

浄水場運転管理等業務 公募型プロポーザル方式実施要領

岡山県西南水道企業団

1 業務名

浄水場運転管理等業務

2 趣旨

岡山県西南水道企業団（以下「当企業団」という。）は、民間事業者の知識・技術・ノウハウを活用し、新庄浄水場及び鴨方浄水場等を安定的かつ効率的に運転することにより、安全安心な水道水を供給するため、公募型プロポーザル方式（企画提案方式）により受託候補者を特定するものです。

3 業務委託概要

（１）業務実施場所

新庄浄水場	岡山県浅口郡里庄町新庄２番地
鴨方浄水場	岡山県浅口市鴨方町小坂西２８８２番地
笠岡配水池	岡山県笠岡市絵師５８２
鴨方配水池	岡山県浅口市鴨方町鴨方２０００－２
寄島配水池	岡山県浅口市寄島町６８７５番地
里庄配水池	岡山県浅口郡里庄町里見６８４０
笠岡西配水池	岡山県笠岡市相生４０９－１
笠岡北配水池	岡山県笠岡市園井１６６４－２
鴨方北配水池	岡山県浅口市鴨方町みどりヶ丘３丁目１７１１－２
里庄北配水池	岡山県浅口市鴨方町小坂西２８８２
北部加圧ポンプ室	岡山県笠岡市今井地先
沈砂池	岡山県笠岡市広浜７９５－２８番地

（新庄浄水場及び鴨方浄水場、各施設です。以下「浄水場等」という。）

（２）業務範囲

別添、仕様書のとおり

（３）勤務形態

別添、仕様書のとおり

4 業務委託期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの期間とします。ただし、契約締結日から令和８年３月３１日までの期間は業務習熟期間とし、当該期間中に要する費用は、受託者の負担とします。

5 本件業務委託に係る提案限度額

提案限度額は、４５２，７２７千円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とします。なお、この金額は契約締結時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すためのものです。ただし、提案価格書及び提案価格内訳明細書（以下「提案価格書等」という。）に記載する提案金額が、この提案限度額を超えた場合は失格となります。

6 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結時までに納付するものとします。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- （1）受託者が保険会社との間に当企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）受託者が過去2年間に、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は他の地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

7 委託料の支払条件

委託料の支払いは、月払いとします。

8 スケジュール

	内 容	日 付
1	公告の公表	令和7年8月18日（月）
2	浄水場等現地説明会参加申込書提出期限	令和7年9月12日（金）
3	浄水場等現地説明会（第1回）	令和7年9月26日（金）
	同上（第2回）	令和7年9月30日（火）
4	業務提案書作成に係る質問書提出期限	令和7年10月10日（金）
5	参加申込期限	令和7年10月24日（金）
6	参加資格結果通知	令和7年11月7日（金）
7	業務提案書・提案価格書等又は辞退届提出期限	令和7年11月21日（金）
8	プレゼンテーションの実施	令和7年11月下旬
9	受託候補者の特定及び決定	令和7年12月中旬
10	委託業務の契約締結	令和7年12月中旬
11	業務の習熟期間開始	契約締結日
12	業務委託開始	令和8年4月1日（水）

※ 注意点：書類提出における受付時間は、開庁日の午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く。）までとします。（郵送を除く。）

9 参加資格要件

- （1）笠岡市入札参加有資格者名簿 業務区分名（物品・役務）に、業務名称が「役務」、詳細業種名称が「施設の運転管理・保守」に登録されているものであること。
登録を得ていない事業者（共同企業体（JV）の場合は構成企業すべて登録必要）においては、笠岡市総務部財政課に業務提案書提出期限までに登録していれば可とする。
- （2）別途仕様書に定める資格・経験を有する者を、従事者として配置できること。
- （3）入札希望参加者は証明書類の提出により、参加資格を有することを明らかにしなければならない。
- （4）参加者の構成は次のとおりとする。

- ア 参加者は、単一企業又は共同企業体（ＪＶ）で構成されたものとする。
 - イ 共同企業体（ＪＶ）は、構成企業の中から代表企業１社を定め、当該代表企業が参加の申請及び手続きを行うこと。
 - ウ 参加申請書を提出した共同企業体（ＪＶ）の代表企業の変更は認めない。
 - エ 共同企業体（ＪＶ）は、他の共同企業体（ＪＶ）の構成企業として重複参加は認めない。
- (5) 直近 10 年以内において、次に掲げる要件の全てを満たす水道事業又は水道用水供給事業の浄水処理施設の運転管理業務を元請として締結し履行が完了していること。ただし、現在履行中のものは除き、共同企業体（ＪＶ）による実績の場合は、代表企業であるときのものに限る。
- ア 3 年以上の受託期間を有していること。
 - イ 浄水能力日量 20,000 m³以上で凝集沈澱及び急速ろ過方式の浄水施設であること。
 - ウ 24 時間連続して浄水処理施設の運転管理を行っていること。
 - エ 日本国内の業務であること。
 - オ 排水処理施設のための運転管理業務ではないこと。
- (6) なお、入札参加希望者は、(2) 及び(5)を満たす上水道浄水施設の運転管理業務等の目的で設立された法人（以下、有資格法人という）と技術提携可能な場合、受注実績に代えることができる。また、入札参加希望者と有資格法人で設立された共同企業体においても同様とする。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (8) 笠岡市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成 14 年笠岡市告示第 17 号）に基づいて指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（更生手続の開始をした者又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。）
- (10) 賦課されているすべての税を完納している者であること。
- (11) 損害賠償保険に加入している者であること。
- (12) 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

1.0 事務局（各書類提出先）

(1) 〒719-0302

岡山県浅口郡里庄町新庄 2 番地 新庄浄水場

岡山県西南水道企業団 庶務課

(2) 電 話 0865-64-3274

(3) E-mail アドレス：seinansuidou@city.kasaoka.lg.jp

1.1 提出書類

- (1) 会社概要書（様式第 1 号）
- (2) 業務受託実績調査票（様式第 2 号）
- (3) 財務状況（貸借対照表、損益計算書（直近 2 年度分））
- (4) 会社の業務内容や組織等を記載したパンフレット等

- (5) 業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類の写し
- (6) 発行から3ヵ月以内の法人税、市区町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書（共同企業体の場合は構成企業すべて）
- (7) 損害賠償保険加入状況
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し
- (8) 業務提案書表紙（様式第10号）
- (9) 提案書等届出（様式第11号）
- (10) 配置予定業務従事者の資格者証の写し及び実務経験が確認できる書類
- (11) 業務提案書 正本1部 副本10部
- (12) 提案価格書（様式第12号）及び提案価格内訳明細書 各1部

1.2 提出書類作成上の留意事項（共通事項）

- (1) 使用言語等
使用言語は日本語とし、数字はアラビア数字とします。また、文字サイズは11ポイント以上とし、文字色は指定しません。
- (2) 書類の規格と紙質
日本産業規格のA4判とし、片面印刷とすること。また、紙質は定めません。
- (3) 提案申込みの制限
1参加事業者につき1点とします。
- (4) 費用負担
本募集に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (5) 提出書類の変更
提出後は、提出書類の追加、修正及び再提出は原則として応じません。
ただし、当企業団が求める場合は除く。

1.3 提出書類作成上の留意事項（個別事項）

- (1) 業務提案書の作成形態は、当企業団が定める様式を除き、原則として縦A4判サイズの書類により正本及び副本を作成してください。電子記憶媒体（CD-R）も提出して下さい。
- (2) 業務提案書の表紙は、業務提案書表紙（様式第10号）を使用し、事業者名（正本にのみ記載すること。）、提出日付、提案書の通し番号を記入してください。
- (3) 業務提案書については、ページの最初に目次を付け、この実施要領第2.4項「評価基準の着眼点」の（1）から（5）までに定める記載内容の順に作成し、また、各ページに番号を記入した上で、提出部数ごとにファイル綴じ（左2穴）にしてください。

1.4 提案書等作成に係る質問の受付及び回答

業務提案に関する質問は、プロポーザル方式質問書（様式第9号）を使用し、電子メールで送信してください。口頭では受け付けません。

(1) 質問受付期間

質問受付開始	令和7年 9月12日（金）午前9時
質問受付終了	令和7年10月10日（金）午後4時

(2) 質問送信先

E-mail アドレス：seinansuidou@city.kasaoka.lg.jp

- (3) 質問事項に関する回答は、電子メールで送信します。なお、公正な評価に支障があると判断した質問については、回答書に回答しない旨を記載して回答します。
- 回答期限は、令和7年10月17日（金）午後4時を予定しています。

1.5 浄水場現地説明会

参加希望事業者に対して、次のとおり浄水場の現地説明会を実施します。

(1) 開催日時等

日 時 令和7年9月26日（金）
令和7年9月30日（火） いずれか1日

場 所 岡山県浅口郡里庄町新庄2番地 新庄浄水場
岡山県浅口市鴨方町小坂西2882 鴨方浄水場

※日時については、決定次第こちらから連絡します。

(2) 説明会参加申込書等の受付

参加希望者は、浄水場現地説明会参加申込書（様式第3号）に必要な事項を記入し、受付期限までに提出してください。

① 受付期限

受付期限 令和7年9月12日（金）まで

② 提出方法

持参または郵送。（受付期限までに必着とすること）

③ 参加人数

4名までとします。

1.6 参加申込期限

浄水場運転管理等業務公募型プロポーザル参加申込書の受付

参加希望者は、浄水場運転管理等業務公募型プロポーザル参加申込書（様式第4号又は様式第5号）に必要な事項を記入し、受付期限までに提出してください。

※共同企業体の場合、（様式第6号）及び（様式第7号）も提出してください。

受付期限 令和7年10月24日（金）まで

提出方法 持参または郵送。（受付期限までに必着とすること）

1.7 参加資格結果通知

参加申込事業者に対して、次のとおり結果通知を実施します。

通知日時等

日 時 令和7年11月7日（金） 午前9時～

1.8 提案書等提出書類の提出期限等

- (1) 提案価格については、本件委託業務全体の5年間に要する費用を積算し、提案価格書（様式第12号）に本体金額を明記してください。また、提案価格内訳明細書も1部同封してください。同じ封筒（長形3号）に封入した上で、封筒の表書きに業務名及び提案価格書在中を、裏には参加事業者名を明記し、継目部分3か所に割印をしてください。

(2) 提出方法

参加事業者は前号に掲げる提出物を持参または郵送で提出してください。

電子記憶媒体等のみによる業務提案書の提出は認めません。

(3) 提出期限

提出期限 令和7年11月14日（金）午後4時（必着）

19 参加の辞退

参加を辞退しようとする事業者は、プロポーザル方式参加辞退届（様式第13号）を提案書等の提出期限までに提出してください。

20 評価委員会の設置

プロポーザル方式により、受託候補者を特定するため、評価委員会設置及び運営要領に従い、プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会の委員は、識見を有する者及び企業長が必要と認める者とし、審査内容等については、別に定める評価基準のとおりです。

21 プレゼンテーション等

- （1）委員会は、提案書等届出があった参加事業者のプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施します。
- （2）プレゼン等を行う日時は、提案書等の内容を確認した上で、各参加事業者に参加要請書（様式第14号）により通知します。出席する場合は、通知に同封しておりますプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（以下「出席者報告書」という。）（様式第15号）により報告してください。参加人数は4名までとします。
- （3）1参加事業者当たりのプレゼンテーションの時間は30分以内とし、プレゼンテーション終了後にヒアリングを20分程度行います。なお、プレゼン等において提案された内容及びそのヒアリングにおける応答事項は、当該業務の仕様書に規定されたものとみなします。
- （4）プレゼン等において、電子機器（機器類）を用いて行う場合は、持参してください。（プロジェクターとスクリーンは用意します。）
- （5）プレゼン等において、提案書等提出時に添付していない資料等を新たに提出することは認めません。

22 審査及び評価方法

審査方法は、次のとおりとします。

- （1）委員会の委員は、評価基準に基づき、参加事業者の提案書を各項目につき評価及び採点します。
- （2）業務評価の配点は、160点満点とし、業務評価の各項目に委員会委員の評価点数を合計し、委員数で除した平均点（小数点以下の端数があるときは、小数点以下第2位で四捨五入）を当該評価項目の点数とします。
- （3）価格評価の配点は、40点満点とし、提案価格を次に掲げる表により算定して得た額とします。

価格評価点＝（最低の提案価格／当該事業者の提案価格）×40点

※得点は、小数点以下第1位（小数点以下第2位を四捨五入）

- （4）前2号の方法によって採点された評価項目の点数の和（以下「評価総合点」という。）が最も高い参加事業者を受託候補者として特定し、次に評価総合点が高い者を次点候補者としてします。ただし、評価総合点が80点未満の場合は、受託候補者として特定しません。
- （5）参加事業者の評価総合点が同点になった場合は、別に定める方法により受託候補者を特定します。

(6) プロポーザル参加事業者が 1 社のみの場合でも、審査・評価は実施しますが、評価総合点が 120 点未満の場合は、受託候補者として特定しません。

2.3 評価基準項目及び配点

	項 目	評価項目	配 点	上限枚数
業務評価	(1) 会社概要等	ア 経営状況 イ 業務実績 ウ 認証取得 エ 損害賠償能力	5 5 5 10	5
	(2) 配置予定業務従事者の経歴能力等	ア 統括責任者、副統括責任者、主任及び技能員の資格 イ 統括責任者、副統括責任者、主任及び技能員の実務経験 ウ 統括責任者能力等	10 10 5	5
	(3) 運転管理業務の運営方法の具体性	ア 実施体制及び従事者の配置について イ 対象施設の運転管理について ウ 従事者に欠員が出た場合の対応 エ 教育・研修等	5 15 5 10	5
	(4) 危機管理の対応	ア 連絡体制 イ 初期対応等 ウ 自然災害発生時の対応 エ 漏水・断水・薬品漏洩発生時の対応 オ 災害対応実績・訓練計画	10 10 5 10 10	5
	(5) 守秘義務・アピールポイント	ア 知り得た情報の管理体制 イ 優位性、積極性の独自提案	10 20	5
	計		160	25
価格評価	見積に関する事項	提案価格	40	
合 計			200	

2.4 評価基準の着眼点

(1) 会社概要等について（配点 25 点）

- ア 安定的な業務を行える経営基盤があるかを直近の財務諸表に基づき評価します。
- イ 上水道浄水施設（凝集沈澱急速ろ過方式）の運転管理業務の元請実績の受託件数で評価します。
- ウ 品質マネジメントの取得がなされているか（ISO9001 の認証取得の有無）。

エ 環境マネジメントの取得がなされているか（ISO14001又はエコアクション21の認証取得の有無）。

オ 損害賠償補償能力を評価します。

損害賠償保険契約は十分なものか（対人・対物：1事故5億円以上を高く評価）

（2）配置予定業務従事者の経歴，能力等について（配点 25点）

ア 統括責任者，副統括責任者，主任及び技能員の資格について評価します。

イ 統括責任者，副統括責任者，主任及び技能員の実務経験について評価します。

ウ 統括責任者としての取り組み姿勢及び指導力について評価します。

（3）運転管理業務の運営方法の具体性について（配点 35点）

ア 運転管理業務の実施体制や従事者の配置について評価します。

イ 本業務対象施設の運転管理方法について評価します。

ウ 従事者に欠員が出た場合の対応について評価します。

エ 従事者の教育・研修体制の具体性や習熟計画，従事者の技術レベルの向上や意欲の向上につながる取り組み等について評価します。

（4）危機管理の対応について（配点 45点）

ア 緊急時の連絡体制について評価します。

イ 緊急時における対応について評価します。（短時間で初動体制が構築できる体制を高く評価）

ウ 自然災害（地震，豪雨等）発生時の対応について評価します。

エ 漏水・断水・薬品漏洩発生時の対応について評価します。

オ 災害対応実績の有無と，緊急時における事故・災害を想定した具体的な訓練計画について評価します。

（5）守秘義務・アピールポイントについて（配点30点）

ア 運転管理業務を遂行する上で知り得た情報の管理体制について評価します。

イ 本業務に関する貴社の管理技術，独自性等についての具体的な提案について評価します。

（6）見積に関する事項について（配点 40点）

提案価格を算定して得た点とします。

2.5 受託候補者の決定

（1）委員会の決定に基づき，特定された受託候補者に対してプロポーザル方式特定結果通知書（様式第16号）により，他の参加事業者に対してはプロポーザル方式非特定結果通知書（様式第17号）により，選定結果を通知します。

（2）前号の規定による通知を受けた参加事業者は，当該通知を受けた日から起算して14日以内に，選定結果について書面による説明を求めることができます。説明を受けることのできる内容は，当該参加事業者の業務評価項目点及び価格評価点に限ります。

2.6 業務委託契約の締結

前項で決定した受託候補者と浄水場運転等管理業務契約（以下「委託契約」という。）を締結します。なお，委託契約の条件等は，実施要領の範囲内で受託候補者と協議の上，別に定めるものとします。また，受託候補者は委託契約を締結したときは，円滑に受託業務を行うことができるよう自らの責任において準備を行い，準備に必要な経費を負担するものとします。

2 7 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、当企業団が当該業務の範囲において公表するとき、その他必要と認めるときは、当企業団は協議により無償で利用できるものとします。

また、参加事業者から提出された書類は、返却しません。

2 8 失格条件

(1) 申込をした参加事業者が、当企業団と委託契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、プロポーザル方式の参加資格及び受託候補者の決定を取り消します。

ア 参加資格等に瑕疵が認められた場合

イ 提出書類に虚偽の記載又は不備が認められた場合

ウ 参加事業者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなった場合

エ その他不正行為があった場合

(2) 企業長は、前号の規定により失格と決定した参加事業者に、プロポーザル方式失格通知書（様式第 18 号）を送付します。

2 9 次点候補者の繰上げ

企業長は、受託候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、評価総合点が上位であった者から順に当該業務委託についての協議を行うものとします。

3 0 特定結果の公表

プロポーザル方式による特定結果の公表は、当企業団ホームページで行います。

3 1 その他

(1) 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザル方式への参加により、本件プロポーザル方式の実施要領を遵守することを誓約するものとみなします。参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザル方式参加資格の失格条件に準じて取り扱うこととします。

(2) 特定された受託候補者の提案金額が著しく低額の場合は、当企業団が業務実施の実現可能性等について調査を実施することがあります。調査の結果、当該業務の履行が困難等であると認められたときは、受託候補者との交渉を中止し、次点候補者との契約の協議手続に入ります。

1 関係資料一覧表

番号	種 類 の 説 明	備 考	
1	浄水場運転管理等業務公募型プロポーザル方式実施要領		資料－1
2	浄水場運転管理等業務仕様書		資料－2
3	浄水場運転管理等業務要求水準書		資料－3
4	事業概要		資料－4
5	新庄浄水場及び鴨方浄水場平面図		資料－5
6	会社概要書	様式第 1 号	
7	業務受託実績調査票	様式第 2 号	
8	浄水場現地説明会参加申込書	様式第 3 号	
9	プロポーザル参加申込書（単体）	様式第 4 号	
10	プロポーザル参加申込書（J V）	様式第 5 号	
11	共同企業体委任状	様式第 6 号	
12	共同企業体協定書	様式第 7 号	
13	参加資格審査結果通知書	様式第 8 号	
14	プロポーザル方式質問書	様式第 9 号	
15	業務提案書表紙	様式第 10 号	
16	提案書等届出	様式第 11 号	
17	提案価格書	様式第 12 号	
18	プロポーザル方式参加辞退届	様式第 13 号	
19	プレゼンテーション参加要請書	様式第 14 号	
20	プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書	様式第 15 号	
21	プロポーザル方式特定結果通知書	様式第 16 号	
22	プロポーザル方式非特定結果通知書	様式第 17 号	
23	プロポーザル方式失格通知書	様式第 18 号	

2 提出資料一覧表

提案書等提出時

番号	種 類 の 説 明	備 考	
1	会社概要書	様式第 1 号	
2	業務受託実績調査票	様式第 2 号	
3	財務状況（貸借対照表，損益計算書（直近 2 年度分））		
4	会社の業務内容や組織等を記載したパンフレット等		
5	業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類の写し		
6	損害賠償保険の加入状況が確認できる保険証書の写し等		
7	業務提案書表紙	様式第 10 号	
8	提案書等届出	様式第 11 号	
9	配置予定業務従事者の資格者証の写し及び実務経験が確認できる書類		
10	業務提案書		
11	提案価格書及び提案価格内訳明細書	様式第 12 号	